

立地適正化計画策定に係る 第1回庁内検討委員会

- ①立地適正化計画策定の背景とねらい …P1
- ②今後の庁内検討委員会の進め方 …P13
- ③都市拠点の形成に向けた支援制度活用 …P15

令和4(2022)年
1月24日(月)

①立地適正化計画策定の背景とねらい

国では、到来する人口減少・高齢社会に対応した 「コンパクト・プラス・ネットワーク」(C+N)の政策を推進

【C+Nのねらい】 (出典：国土交通省)

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地



都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

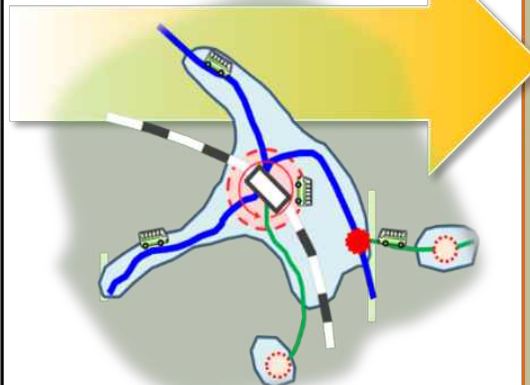
コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が
利便性の高い公共交通で結ばれた
多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
 - 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
 - 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
 - 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
 - 行政サービスの効率化
 - 地価の維持・固定資産税収の確保
 - 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

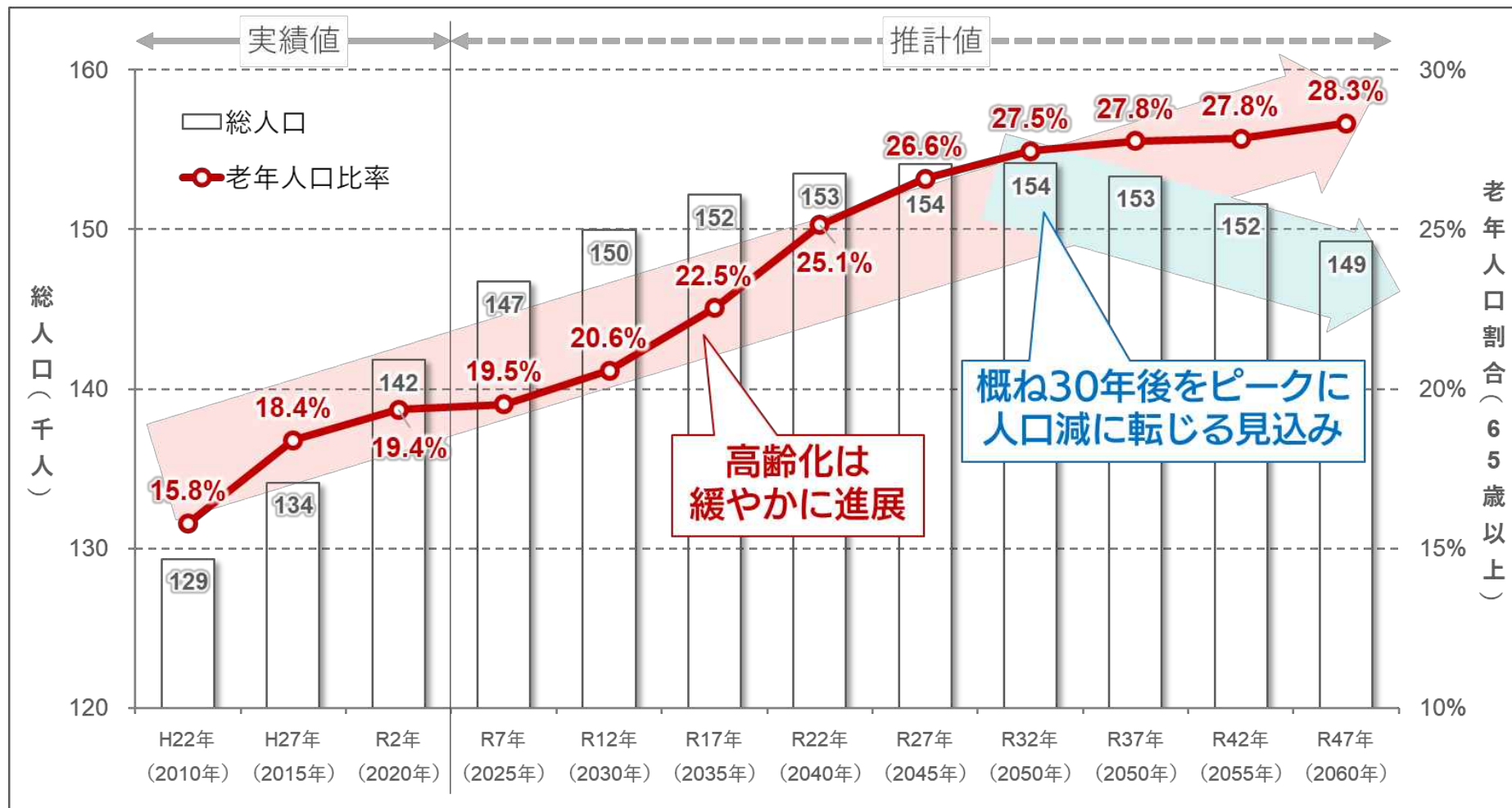
- エネルギーの効率の利用
 - CO2排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

①立地適正化計画策定の背景とねらい

朝霞市においても将来の人口減・高齢化を見据えて、
計画的にまちづくりを進めていくことが必要

【朝霞市の将来人口と高齢化の見通し】

出典：実績値は住民基本台帳、
推計値は第5次朝霞市総合計画後期基本計画における推計結果

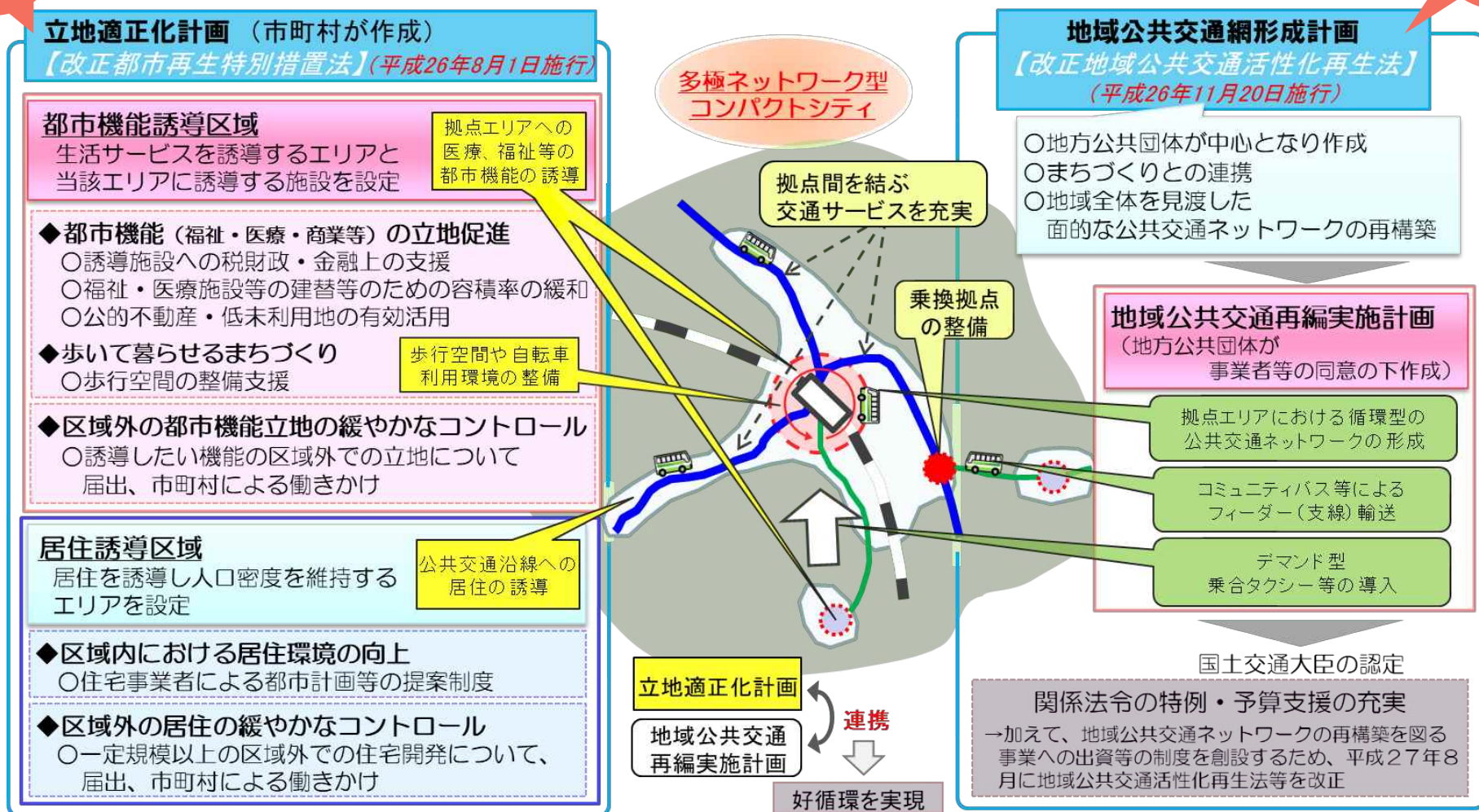


①立地適正化計画策定の背景とねらい

3

「C+N」を推進するための計画制度＝ 立地適正化計画＋地域公共交通網形成計画

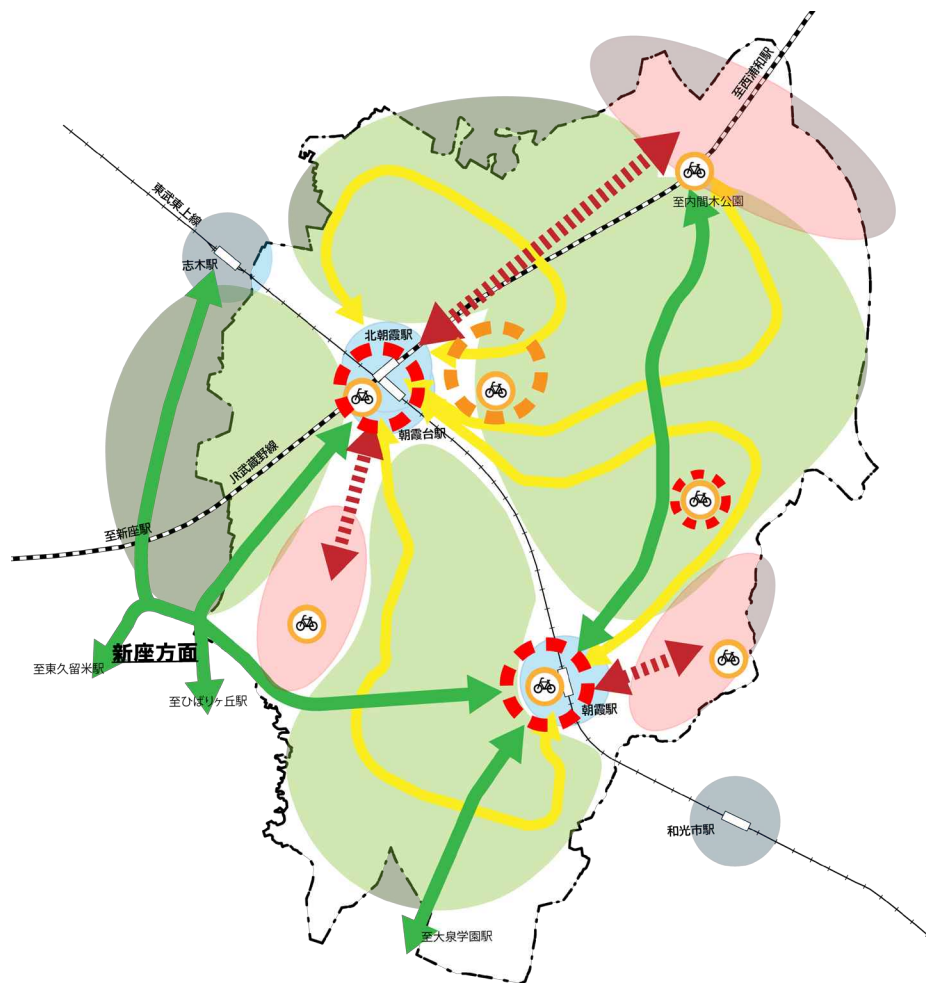
【C+Nのための計画制度】（出典：国土交通省）



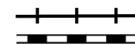
①立地適正化計画策定の背景とねらい

朝霞市では「N」＝地域公共交通計画(令和3年2月)を策定し、公共交通の利便性や持続可能性を高めるための施策を推進

【目指すべき地域公共交通体系】（出典：朝霞市地域公共交通計画）



凡 例



鉄道



幹線的な路線バス



路線バス・市内循環バス



新たな地域公共交通



鉄道圏域
(駅の徒歩圏300m)



路線バス・市内循環バスの圏域



公共交通空白地区
(先行検討地区)



都市拠点・地域拠点※



医療と福祉の拠点※



主なシェアサイクルポート

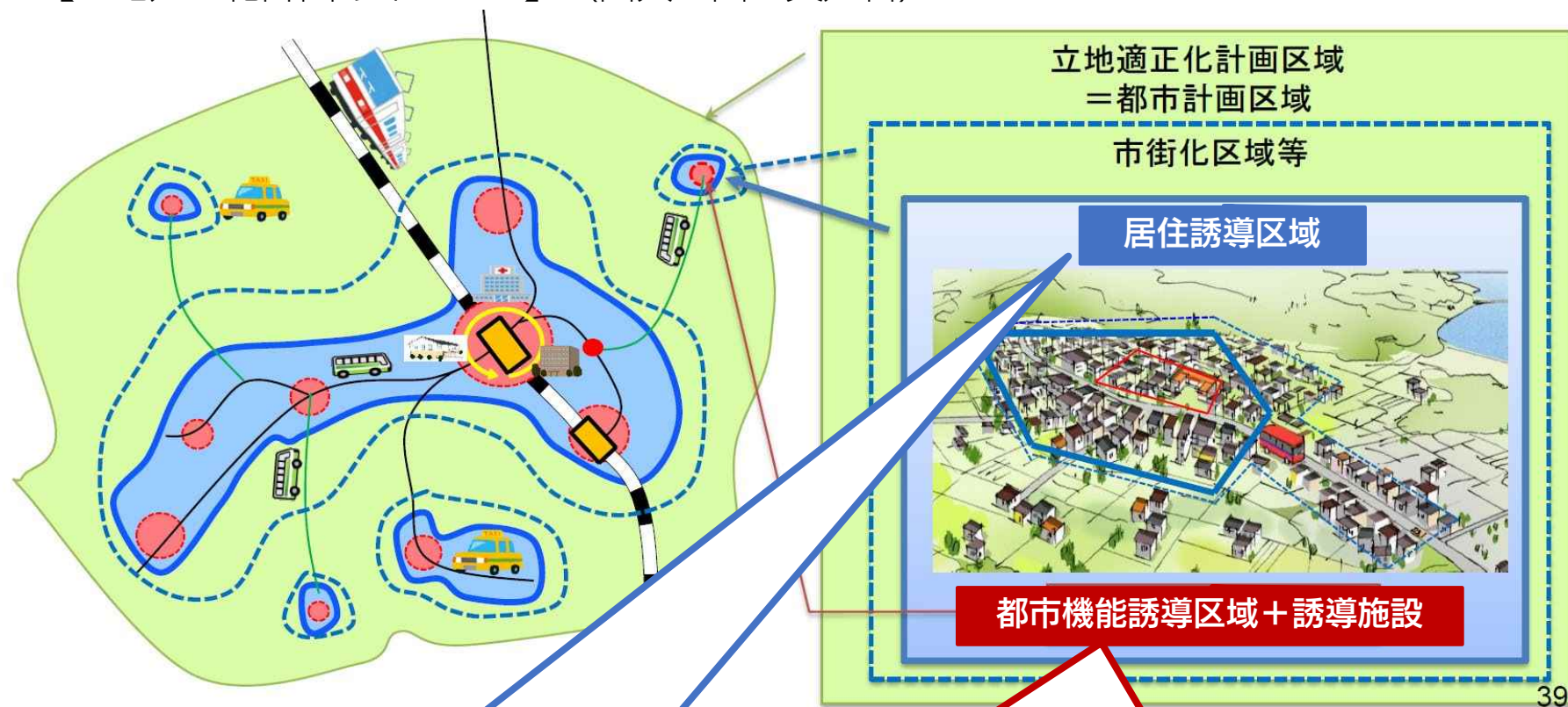
※都市計画マスタープラン(H30.6)より

①立地適正化計画策定の背景とねらい

5

「C」＝立地適正化計画は、居住や都市機能（医療・福祉・商業・子育て等）を誘導する区域、誘導する施設・施策や支援措置を明示

【立地適正化計画のイメージ】（出典：国土交通省）



- 人口密度を維持し、将来に渡り生活利便性を確保する区域
- 災害リスクが低く安全に暮らせる区域

- 人が集まる交通利便性の高い拠点で都市機能の集積を高める区域
- 誘導する施設を事前明示

①立地適正化計画策定の背景とねらい

事前明示することで民間が取り組みやすい環境をつくり、
将来のまちの骨格（将来都市構造）へ緩やかに誘導

【将来のまちの骨格（将来都市構造）】（出典：朝霞市都市計画マスタープラン）



- 「拠点」
- 都市拠点…鉄道交通の利便性を生かした本市の中心的な拠点
 - 地域拠点…都市拠点から遠距離にある地域のために都市機能を集約する拠点
 - 医療と福祉の拠点…市民の健康づくりに資する施設の集約的立地を図る拠点
 - 緑の拠点…まとまった緑地を保全する拠点

- 「地区」
- 市街化区域
 - 商業系ゾーン…経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図る市街化区域
 - 工業系ゾーン
 - 住居系ゾーン
 - 市街化調整区域など
 - 自然空間保全ゾーン…水辺空間や緑の保全と、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場
 - 緑地景観保全ゾーン…水と緑の軸と一体的に自然環境及び景観の保全・創出を図る場
 - 自然と共存する公共公益施設等ゾーン…良好な自然環境を保全しながら、拠点的な公共公益施設の立地を図る場
 - 自然と調和のとれたまちづくりゾーン…自然資源を保全しながら、既存の集落地環境の維持・向上、広域交通軸を生かした土地利用を一体的に図る場
- 「都市軸」
- 新たな拠点形成地区…多面的な活用が期待される地域の交流と活性化を図る地区
 - まちづくり重点地区…地域経済の活性化や雇用の創出などに資する土地利用を図る地区
 - 新市街化地区…都市農地などを生かした良好な住環境の形成を促進する地区
 - 広域交通軸（国道）整備済区間／未整備区間…主に隣接都市との広域的交流を促進する軸
 - 地域交通軸（県道・主要生活道路・都市計画道路）整備済区間／未整備区間／見直し検討区間（橙色）…広域交通軸を補完し、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸
 - 水と緑の軸…水と緑を主にした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進する軸

①立地適正化計画策定の背景とねらい

詳細は「③都市拠点の形成に向けた支援制度活用」(P15以降)で説明します。

7

都市機能誘導区域を中心に各種支援制度が活用可能となり 拠点形成の後押しに(予算の重点配分・補助率の嵩上げも)

【立地適正化計画に係る支援措置】(出典:国土交通省)

※令和元年時点

(1)計画作成費等補助

(コンパクトシティ形成支援事業)

- ・立地適正化計画の作成(※)、地域住民等の合意形成に必要な専門家派遣等の費用を補助(補助率:1/2、1/3、定額(上限550万円))

(※:計画作成の支援の補助対象者に「市町村都市再生協議会」を追加

- ・人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市、上限550万円まで定額補助)

- ・居住誘導区域外から都市機能誘導区域内に一定の誘導施設が移転する際の当該施設の除却、跡地整備を補助(補助率:1/2、1/3)

(人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市、延べ床面積500㎡以上へ緩和)

- ・居住機能の移転促進に向けた調査費用を補助(補助率:1/2(上限500万円))

(2)誘導施設及び公共公益施設の整備に対する補助・金融・税制支援

①補助(都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度))

- ・「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的に支援(補助率:国45%~1/2)

※民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。

②金融(民間都市開発推進機構)

- ・都市機能誘導区域内の誘導施設・公共施設等の整備に対する出資

③税制

- ・誘導施設用地を提供した者に対する所得税等の軽減等

(3)公共交通ネットワークの整備に対する補助

(社会資本整備総合交付金)

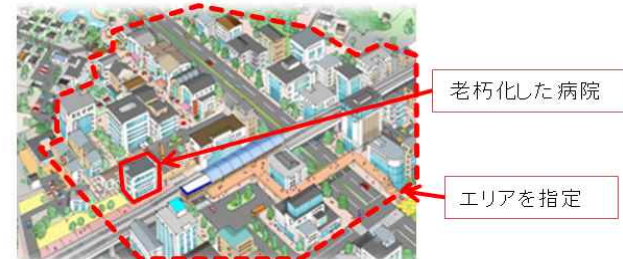
- ・生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設(LRT、駅前広場、バス乗換えターミナル・待合所等)に対する補助

(補助率:国1/3~1/2)

(4)誘導施設の整備に対する容積率の特例

- ・都市計画(特定用途誘導地区)に誘導施設として一定の用途を定めた場合、その用途に限定して容積率を緩和できる

【例:誘導施設として病院を定めた場合】



エリアを指定して、病院用途に限定して
容積率を緩和

※複合施設とすることも可能

【例:容積率200%のところを病院に限定して400%に】



【他都市における居住誘導区域の考え方とイメージ】（出典：小田原市資料¹⁾）



【参考】計画（誘導区域と誘導施設）のアウトプットイメージ

9

居住誘導区域・都市機能誘導区域

出典：戸田市立地適正化計画

次の考えに基づき、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設を定めます。

居住誘導区域

- 目指すべき都市活動等が実現できる区域（土地利用）
- 将来の人口分布を踏まえた適切な区域
- 公共交通の利便性を踏まえた区域
- 災害等への対応を踏まえた区域

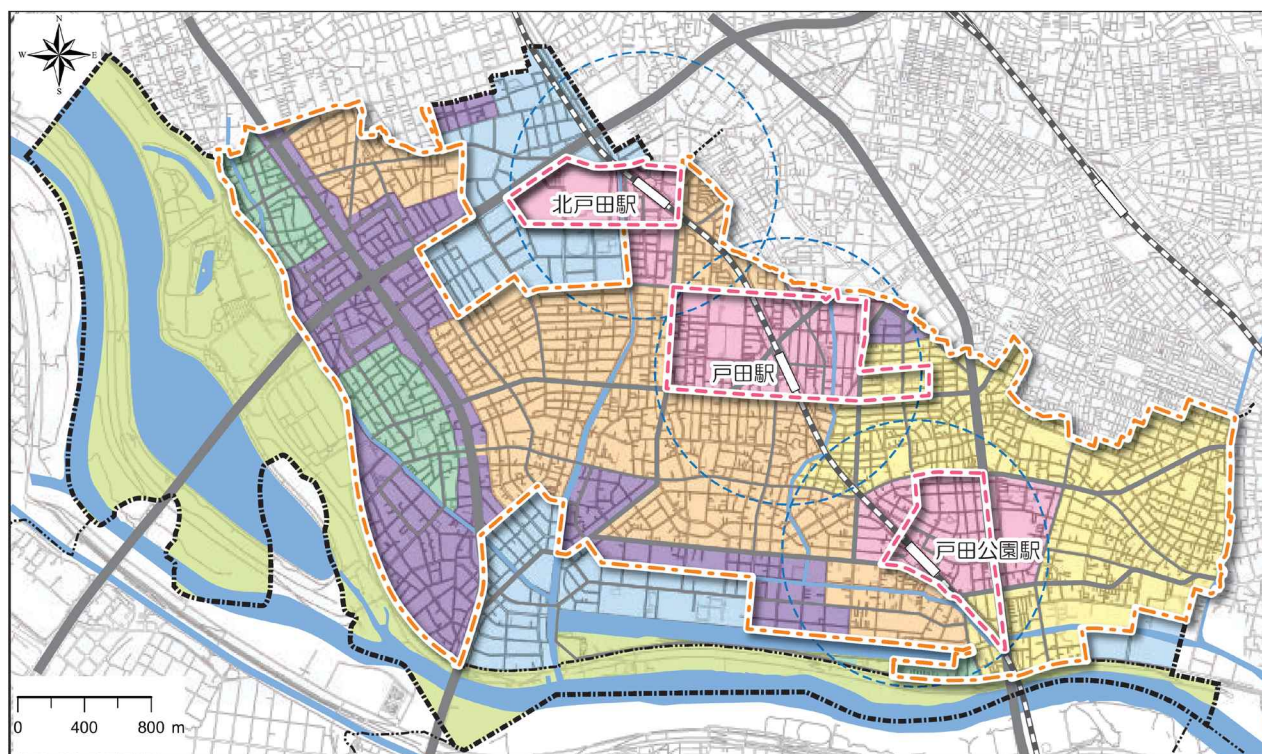
都市機能誘導区域

- 市全域からの利用が見込まれている都市機能が、既に一定程度充足している区域
- 鉄道、路線バスなど公共交通網が集中している区域
- おおむね徒歩圏で構成される区域

都市機能誘導区域内に
誘導施設
を設定します。

誘導施設

- 市全域からの利用が見込まれる生活利便施設
- 都市機能誘導区域の特性に応じて、区域ごとに誘導施設を設定
- 誘導施設は、「区域内に立地していない、又は不足しており誘導が必要な施設（○誘導タイプ）」と、「既に区域内に立地しており、区域外への移転が望ましくない施設（●維持タイプ）」の2種類の施設を設定



行政区

誘導区域

都市機能誘導区域

ゾーン

都会的で洗練された暮らしを誘導するゾーン

新しい形の住み共生を図るゾーン

地域に密着した便利な暮らしを誘導するゾーン

立地をいかした工業を保全するゾーン

快適でゆとりのある暮らしを誘導するゾーン

水と緑に親しむ暮らしを誘導するゾーン

居住誘導区域

駅からの徒歩圏（半径800m）

【北戸田駅周辺地区】

- 病院（病床数20床以上）
- 銀行・信用金庫（窓口機能あり）
- 商業施設（店舗面積10,000㎡以上）



【戸田駅周辺地区】

- 病院（病床数20床以上）
- 銀行・信用金庫（窓口機能あり）
- 商業施設（店舗面積3,000㎡以上）
- 市役所（本庁舎）
- 文化会館
- 図書館（本館）・郷土博物館
- スポーツセンター
- 健康福祉の杜



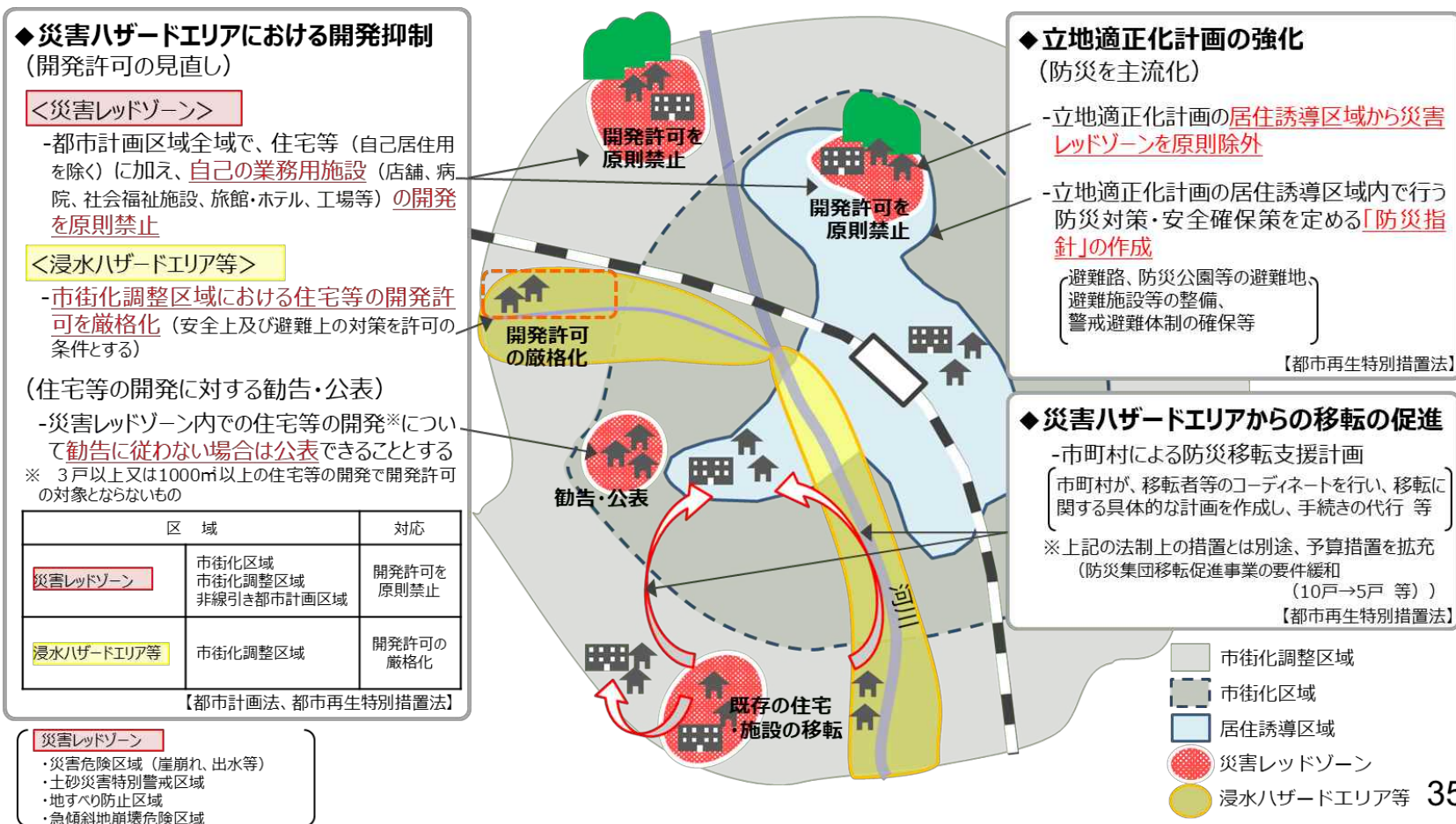
【戸田公園駅周辺地区】

- 病院（病床数200床以上）
- 銀行・信用金庫（窓口機能あり）
- 商業施設（店舗面積3,000㎡以上）



頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの分析を行い、防災・減災対策を定める「防災指針」も作成

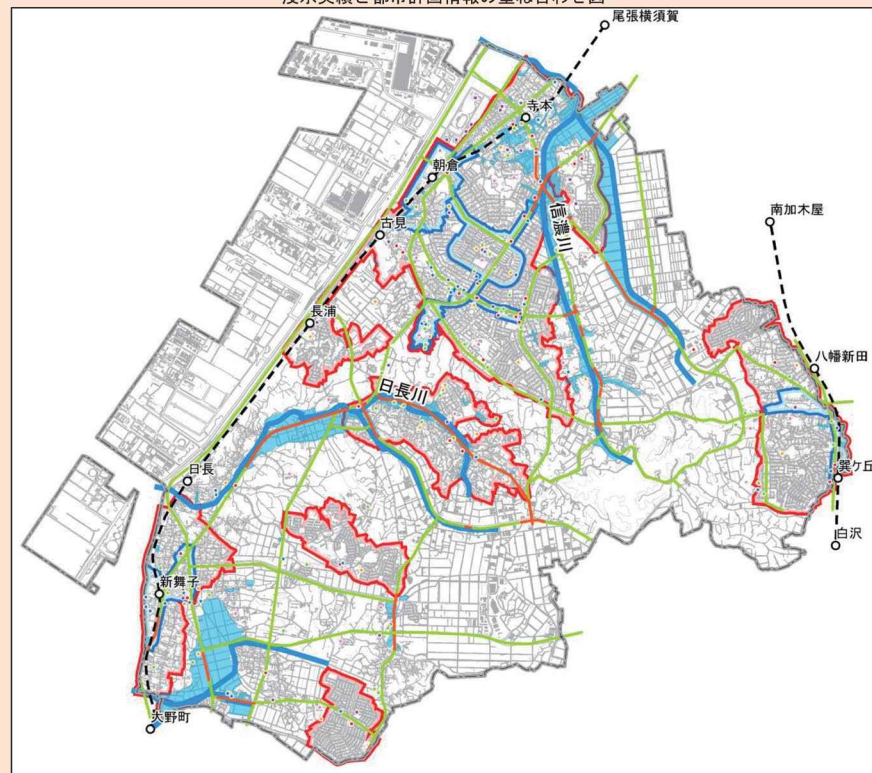
【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（R2.6公布）の概要】（出典：国土交通省）



(4) 浸水害・洪水災害

ア リスク分析・評価

浸水実績と都市計画情報の重ね合わせ図



凡例

- 行政区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市機能
 - 医療・保健施設
 - 高齢者福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 教育施設
 - 文化・集会施設
 - 商業施設
 - 市役所
- 浸水実績
- 主要河川
- 主要道路
- 冠水道路(おおむね20cm以上、通行不能)

(資料：知多市ハザードマップ)

■分析・評価

- 居住誘導区域の一部において、浸水実績がある区域が分布しています。
- これらの区域における防災対策については、信濃川及び日長川流域では市街地が広がっていることから、浸水による被害を防止するための内水排除対策・河川整備を進めるとともに、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように情報提供等に努めていきます。

出典：知多市立地適正化計画

イ 防災対策

施設整備(ハード)

警戒避難対策(ソフト)

土地利用・建築対策

○防災カメラの設置(●)

○河川整備

河道拡幅・河道掘削を図ります。

○内水排除対策

市内全域で、幹線排水路等の整備を進めます。

○河川維持修繕

平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限にとどめるように護岸の維持・補修及び堆積土砂除去等を進めます。

■防災対策の実施プログラム

施策	重点的に実施する区域	実施時期の目標		
		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
施設整備(ハード)	河川維持修繕	市全域		
	河川整備	信濃川・日長川		
	内水排除対策	市全域		
	防災カメラの設置	市全域	(設置済)	
警戒避難対策(ソフト)	知多市ハザードマップ(浸水実績図)の配布・周知	市全域	(随時実施)	
	避難誘導体制の整備	市全域		
	避難に関する意識啓発	市全域	(随時実施)	

【参考】立地適正化計画の作成状況

(出典：国土交通省)

12

○594都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年7月31日時点)

○このうち、398都市が計画を作成・公表。

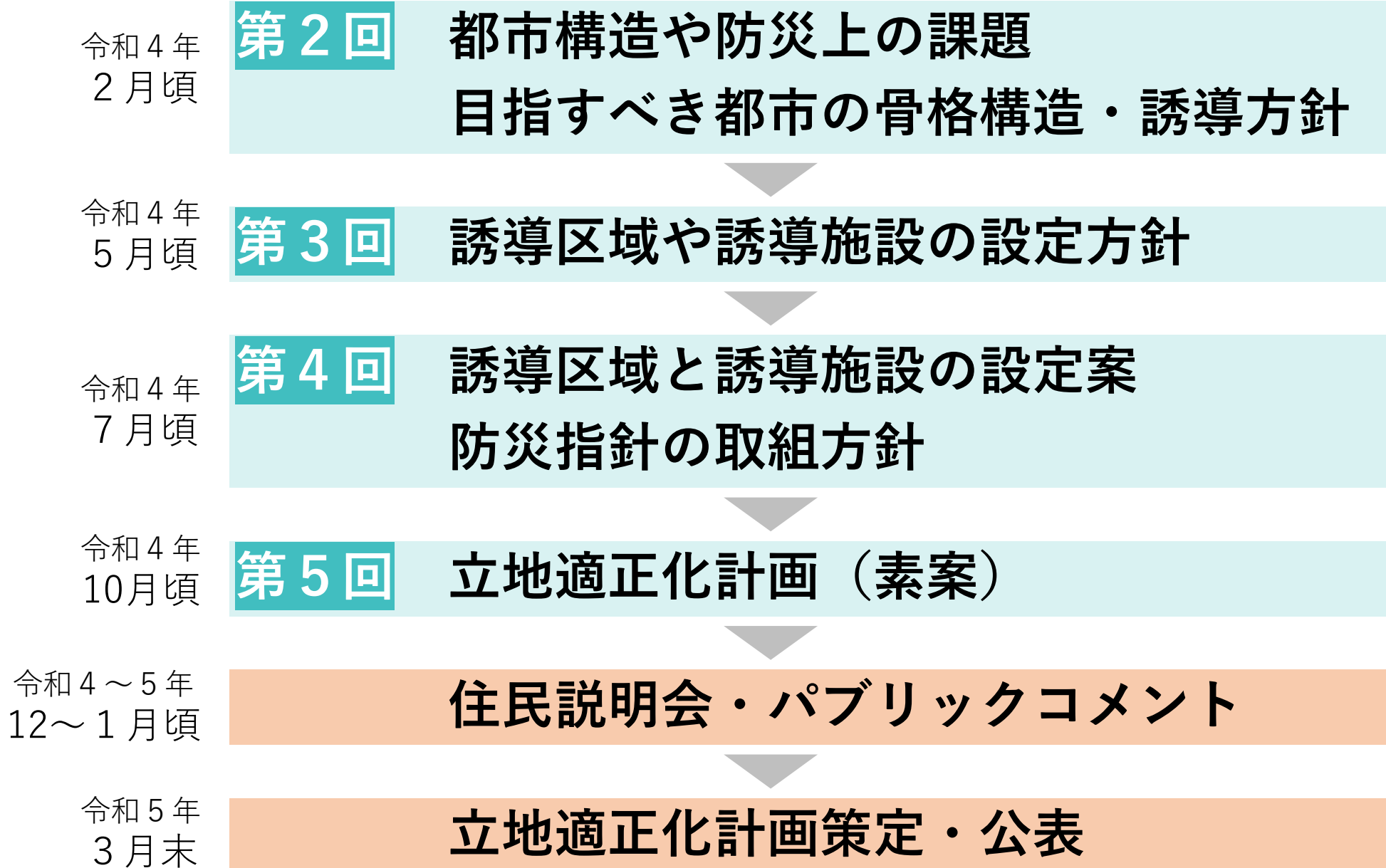
※令和3年7月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(オレンジマーカー)、防災指針を作成・公表の都市(青太枠：23都市)

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(赤字：395都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(青字：3都市)(令和3年7月31日時点)

北海道	弘前市	上山市	那珂市	八戸市	酒々井町	田上町	松本市	掛川市	東浦町	枚方市	王寺町	海田町	土佐市	大分県
札幌市	八戸市	村山市	坂東市	八戸市	栄町	湯沢町	上田市	藤枝市	津市	茨木市	広陵町	熊野町	須崎市	大分市
函館市	黒石市	長井市	かすみから市	さいたま市	芝山町	富山県	岡谷市	袋井市	三重県	八尾市	和歌山県	山口県	四万十市	別府市
小樽市	五所川原市	天童市	神栖市	川越市	八王子市	富山市	飯田市	下田市	津市	富田林市	和歌山県	山口県	いの町	中津市
旭川市	十和田市	尾花沢市	熊谷市	熊谷市	八王子市	富山市	飯田市	下田市	四日市市	寝屋川市	和歌山県	山口県	北九州市	佐伯市
室蘭市	むつ市	南陽市	つづみらい市	秩父市	日野市	富山市	飯田市	下田市	伊勢市	河内長野市	和歌山県	山口県	大牟田市	白杵市
釧路市	田舎館村	中山町	小美玉市	所沢市	日野市	富山市	飯田市	下田市	松阪市	大東市	和歌山県	山口県	久留米市	津久見市
夕張市	野辺地町	大江町	茨城町	本庄市	日野市	富山市	飯田市	下田市	桑名市	和泉市	和歌山県	山口県	飯塚市	竹田市
網走市	七戸町	大石町	大洗町	東松山市	日野市	富山市	飯田市	下田市	名張市	箕面市	和歌山県	山口県	田川市	豊後高田市
苫小牧市	おいらせ町	高島町	城里町	春日部市	日野市	富山市	飯田市	下田市	熊野市	門真市	和歌山県	山口県	八女市	杵築市
稚内市	五戸町	白鷹町	東海村	狭山市	日野市	富山市	飯田市	下田市	伊賀市	摂津市	和歌山県	山口県	筑後市	宇佐市
美瑛市	階上町	白鷹町	阿見町	深谷市	日野市	富山市	飯田市	下田市	朝日町	高石市	和歌山県	山口県	小都市	豊後大野市
芦別市	境町	白鷹町	阿見町	草加市	日野市	富山市	飯田市	下田市	朝日町	東大阪市	和歌山県	山口県	宗像市	由布市
士別市	盛岡市	会津若松市	栃木県	宇都宮市	相模原市	石川県	茅野市	長泉町	滋賀県	大阪府	和歌山県	山口県	行橋市	国東市
名寄市	大船渡市	郡山市	宇都宮市	足利市	鎌倉市	金沢市	佐久市	森町	大津市	島本町	和歌山県	山口県	小松市	玖珠町
三笠市	花巻市	いわき市	宇都宮市	足利市	藤沢市	小松市	千曲市	愛知県	彦根市	忠岡町	和歌山県	山口県	朝倉市	宮崎県
根室市	北上市	いわき市	宇都宮市	足利市	小田原市	輪島市	安東市	名古屋市	近江八幡市	熊取町	和歌山県	山口県	新宮町	宮崎県
千歳市	二戸市	須賀川市	宇都宮市	足利市	志田市	加賀市	安曇野市	豊橋市	草津市	島根県	和歌山県	山口県	那珂川市	都城市
滝川市	八幡平市	喜多方市	宇都宮市	足利市	坂戸市	白山市	御代田町	岡崎市	草津市	島根県	和歌山県	山口県	新宮町	日向市
歌志内市	奥州市	二本松市	宇都宮市	足利市	日光市	野々市市	白馬村	一宮市	草津市	島根県	和歌山県	山口県	岡垣町	串間市
深川市	磐石町	田村市	宇都宮市	足利市	小山町	穴水町	坂城町	瀬戸市	甲賀市	島根県	和歌山県	山口県	高松市	三股町
富良野市	登里町	山田町	宇都宮市	足利市	真岡市	日高市	坂城町	春日井市	野洲市	島根県	和歌山県	山口県	丸亀市	国富町
登別市	野田村	猪苗代町	宇都宮市	足利市	真岡市	毛呂山町	坂城町	春日井市	湖南市	島根県	和歌山県	山口県	坂出市	綾町
北広島市	宮城県	矢吹町	宇都宮市	足利市	真岡市	越生町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	笠岡市	川南町
石狩市	仙台市	茨城県	宇都宮市	足利市	真岡市	小川町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	高梁市	高千穂町
当別町	石巻市	水戸市	宇都宮市	足利市	真岡市	美里町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	新見市	鹿儿岛県
福島町	登米市	日立市	宇都宮市	足利市	真岡市	上里町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	備前市	鹿児島市
七飯町	栗原市	土浦市	宇都宮市	足利市	真岡市	寄居町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	赤磐市	鹿屋市
八雲町	大崎市	古河市	宇都宮市	足利市	真岡市	宮代町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	真庭市	西之表市
長万部町	柴田町	石岡市	宇都宮市	足利市	真岡市	杉戸町	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	矢掛町	薩摩川内市
江差町	結城市	結城市	宇都宮市	足利市	真岡市	千代田市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	長崎県	曾於市
古平町	秋田市	龍ヶ崎町	宇都宮市	足利市	真岡市	千代田市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	佐世保市	霧島市
栗山町	能代市	下妻市	宇都宮市	足利市	真岡市	千代田市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	大村市	いちき串木野市
鷹栖町	横手市	常総市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	新居浜市	奄美市
東神楽町	大館市	常陸太田市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	西条市	徳島市
厚真町	湯沢市	高萩市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	大洲市	徳之島町
安平町	大仙市	等間市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	伊予市	熊本市
新得町	小坂町	取手市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	西予市	熊本市
井手町	山形県	牛久市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	久万高原町	熊本市
足寄町	山形県	つくば市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	高知市	熊本市
弟子屈町	山形県	ひたちなか市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	高知市	熊本市
青森県	青森市	守谷市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	高知市	熊本市
青森市	青森市	常陸大宮市	宇都宮市	足利市	真岡市	船橋市	坂城町	春日井市	愛荘町	島根県	和歌山県	山口県	高知市	熊本市

埼玉県下では
約46% (29/63)
の市町村が作成

合計594都市



※現時点の想定であり、開催スケジュールや内容は変更となる可能性があります。

	No.	所 属	職 名
委員長	1	都市建設部	都市建設部長
副委員長	2	都市建設部	都市建設部次長兼開発建築課長
検討委員	3	都市建設部	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長
	4	市長公室	市長公室次長兼政策企画課長
	5	危機管理室	副審議監兼危機管理室長
	6	総務部	総務部次長兼入札契約課長
	7	市民環境部	市民環境部次長兼地域づくり支援課長
	8	福祉部	福祉部次長兼福祉相談課長
	9	こども・健康部	こども・健康部次長兼健康づくり課長
	10	上下水道部	上下水道部次長兼下水道施設課長
	11	学校教育部	学校教育部次長兼教育総務課長
	12	生涯学習部	生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
	13	都市建設部	都市建設部道路整備課長
	14	都市建設部	都市建設部みどり公園課長
学識経験者※	15	埼玉大学大学院	小嶋文准教授（理工学研究科環境科学・社会基盤部門）
	16	中央大学	須永大介助教（理工学部都市環境学科）

※学識経験者2名は、朝霞市都市計画審議会条例第4条に基づく専門委員として参加します。

③都市拠点の形成に向けた支援制度活用

15

【活用が想定される支援制度】

支援制度の名称	制度等の概要	補助率
【A】 都市構造再編 集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業	【これまで】 40%（都市再生整備計画） ↓ 【支援制度活用】 都市機能誘導区域内：50% 居住誘導区域内：45%
【B】 まちなかウォー カブル推進事業	車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組を重点的・一体的に支援する事業	【これまで】 40%（都市再生整備計画） ↓ 【支援制度活用】 50%
【C】 都市・地域交通 戦略推進事業	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する事業	【これまで】 1/3 ↓ 【立地適正化計画に係る事業】 1/2

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の**都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等**に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

○事業主体 市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

○補助率 1 / 2（都市機能誘導区域内）、4 5 %（居住誘導区域内等）



■ 対象となる取組

＜事業主体：市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

	対象事業
基幹事業	道路／公園／河川／地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）／高質空間形成施設（歩行支援施設等）／高次都市施設／都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）／土地区画整理事業 等
提案事業	事業活用調査／まちづくり活動推進事業（社会実験等）／地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

＜事業主体：民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備

※ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることが要件

■ 施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区。

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、**街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組**を重点的・一体的に支援する事業。

○事業主体 【交付金】 市町村、市町村都市再生協議会
 【補助金】 都道府県、民間事業者等

○補助率 1 / 2



○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支える周辺環境の整備
例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等

○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備
例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

○滞在環境の向上

『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設

- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

○景観の向上

- 景観資源の活用
例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等

■ 対象となる取組

	対象事業
基幹事業	道路／公園／既存建築物活用事業／ その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定
提案事業	事業活用調査／まちづくり活動推進事業（社会実験等）／ 地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

■ 施行地区

- 「都市再生整備計画区域の施行地区」 かつ
「まちなかウォークابل区域（周辺環境整備に係る事業を含む）」

コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など**多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システム**を都市・地域総合交通戦略等に基づきパッケージ施策として総合的に支援する事業。

○事業主体 地方公共団体、法定協議会、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

○補助率 1 / 2 (立地適正化計画に位置付けられた事業)



路面電車・バス等の公共交通の施設(車両を除く)



自由通路



ペDESTリアンデッキ



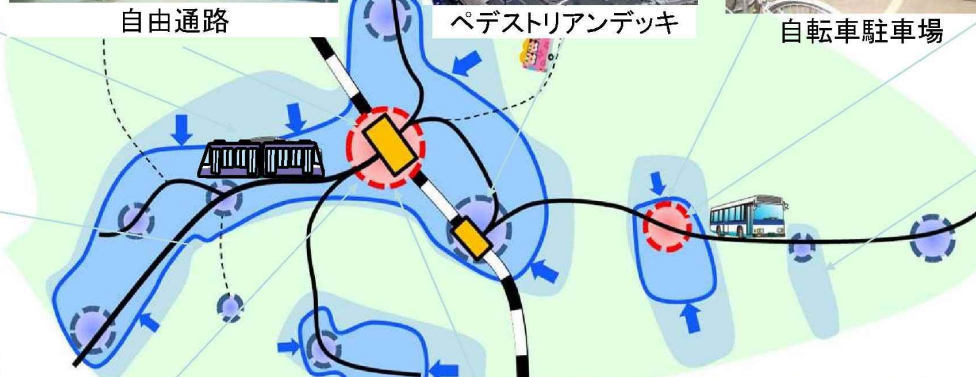
自転車駐車場



シェアサイクル設備



交通結節点整備



駐車場(P & R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



交通まちづくり活動の推進



スマートシティの推進
・情報化基盤施設※の整備
・自動運転バスの実装に向けた社会実験等

■ 対象となる取組

	対象事業
都市交通システム整備事業の整備計画の作成等に関する事業	・ 整備計画の作成に関する事業 ・ 交通まちづくり活動推進事業 ・ スマートシティの推進に資する社会実験
公共的空間等の整備に関する事業	・ 公共的空間等が整備される敷地の整備 ・ 公共的空間の整備（歩行者通路、広場、人工地盤、公開空地等） ・ 歩行空間の整備 ・ 駐車場の整備 ・ 駐車場有効利用システムの整備 ・ 観光バスの駐車場の整備 ・ 荷捌き駐車施設の整備 ・ 自転車駐車場の整備 ・ バリアフリー交通施設の整備 ・ シェアサイクル設備の整備 ・ 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備
公共的空間または公共空間の整備に併せて実施される事業	・ 都市情報提供システムの整備 ・ 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 ・ 歩行活動の増加に資する施設の整備 ・ 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 ・ スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備

現在、当課では立地適正化計画の策定と合わせ、将来像の実現に向けた施策として、ご紹介した3つの制度の活用を検討しています。

つきましては、**当課所管の取組に関わらず上記支援制度に位置づけが可能な取組を把握するため、関連が想定される所管課等へ対象となる取組の有無に関する依頼文・調査票等（資料2参照）を後日照会させていただきます**ので、ご協力の程よろしく申し上げます。

■ 取組の条件

項目	条件
計画期間	令和5年度から令和9年度頃まで
対象範囲	資料2（別紙2）を参照 【朝霞駅周辺】 朝霞駅から半径1kmの範囲 【朝霞台・北朝霞駅周辺】 朝霞台・北朝霞駅から半径1kmの範囲
活用予定の支援制度	① 都市構造再編集集中支援事業 ② まちなかウォーカブル推進事業 ③ 都市・地域交通戦略推進事業